生活道路の法定速度は30km/h！

本年９月１日から、生活道路の法定速度が３０km/hに引き下げられます。

道幅が狭い道路は、広い道路に比べて人身交通事故の発生割合が高く、事故の際に車の速度が３０km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

法定速度の引き下げの対象は、地域住民の日常生活に利用される道幅が狭い生活道路や、中央線のない道路などです。

決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

■警察庁HP
▼生活道路における
法定速度の引下げについて
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html

幸の橋

山口南警察署
嘉川駐在所
☎083-972-0110
(山口南警察署代表電話)

台風にご用心

台風シーズンとなりました。被害に遭わないために、次のことに気をつけましょう。

台風に備えて

- 窓や雨戸は鍵を掛け、必要に応じて補強し、側溝や排水溝の水はけをよくしておきましょう。
- 風で飛ばされそうなものは、固定するか、屋内に片付けましょう。
- 非常持出品等を日頃から準備しておきましょう。
- 家族で非常時の連絡方法や避難経路、避難場所などを話し合っておきましょう。
- 最新の気象情報を確認しましょう。